

三条市農業委員会だより

向日葵

第22号

平成28年8月9日発行

発行所
三条市農業委員会

平成23年の豪雨から5年目を迎え、五十嵐川災害復旧助成事業として、現在、笠棚ダムの嵩上工事、月岡の遊水地整備、河道拡幅に伴う田屋の永田新橋、曲谷橋等の架替え工事を実施しています。これらの総事業費は約370億円で、平成28年3月末時点で約8割が完了し、平成29年度で全ての工事が完了する予定です。これによって地域の農業用水の確保と防災に大きく寄与されるものと思います。（佐藤）

提供元：新潟県土木部河川管理課

提供元：五十嵐川水系災害復旧事業安全対策協議会

就任にあたって

農政対策部会長

刈屋 一夫



農業者委員会
の改選から早
一年が過ぎま
した。現在、
農業を取り巻

く環境は、米消費の低下による米
余りや農産物の価格低下、担い手
の高齢化・後継者不足による耕作
放棄地の増加等、たいへん厳しい
状況と言えます。

このような状況ではあります
が、三条市の農業が発展するよう
農業者委員会農政対策部会の活動内
容といたしまして、管内における
農地パトロールの実施、農作業賃
金・機械作業料金等標準額及び農
地の賃借料情報の提供、農林関係
予算の要望など、農業全般につい
て協議を行っています。

農業者の代表として皆さんの手
足となりながら、これからの農業
を考えるとともに担い手の育成を
図り、農業が受け継がれていける
よう、活動してまいりたいと思っ
ますので、今後とも、ご支援ご協
力をお願い申し上げます。

農業委員として思うこと！

嘉藤 太加雄



中越NOS
AIの推薦で
平成25年6月
から三条市農
業委員会委員

として活動しています。

最初に中越NOS AIの概要を
紹介します。損害の防止と補てん
に努めるNOS AI制度は、農家
の相互扶助を基本に運営方針の決
定、損害評価、地域の取りまとめ
や損害防止事業など組合員の方々
に役割を担っていただくことで運
営されています。また、共済事業
の国庫負担、事務費の補助など国
民の大切な税金が使われています。

《主な事業紹介》

農業経営を支える事業

農作物共済、家畜共済、果樹
共済、畑作物共済、園芸施設共
済、建物共済、農機具共済

被害の未然防止事業

産業用無人ヘリ防除、家畜損
害防止事業、病害虫発生予察強
化事業

農用地再生整備支援事業

集落等にバックホーを貸し出
し、用排水路の整備のほか、荒
廃農地・農道・法面の草刈りに
よる病害虫、獣害被害の抑制等
に活用されています。今年はさ
らに1台増やして3台としまし
たので、より多くの皆さんから
ご利用いただけるようになりま
した。

国の新たな食料・農業・農村基
本計画のもと、農業、農村全体の
所得向上のための政策が推進され
ています。担い手に重点を置いた
構造改革の一つとして、農地の集
積・集約化のための農地中間管理
事業の2年目の実績は、初年度を
大幅に上回ったものの、新規集積
は農地中間管理事業以外を含めて
も目標の6割にしか届きませんで
した。

農水省では出し手不足の解消に
向け、農地中間管理機構に10年以
上貸し付けた場合は固定資産税を
軽減する一方で、勧告遊休農地に

対しては課税強化を行うなど農家
を牽制しています。

出し手の不足は愛着のある農地
を誰が耕作するのかからしないこ
となどへの不安があるのではない
でしょうか。また、特に山間部で
は鳥獣被害や耕作放棄地の増加で
農地中間管理事業の活用が難しい
ばかりではなく、地域によって営
農形態や農地の状況が異なるため、
大規模経営の担い手に農地を集め
るだけでは農地を守っていくこと
が難しいと思っています。高齢農
家や小規模農家が地域活動の中核
を担っている集落が多い中、地域
の合意のもとで、若い世代が安心
して暮らせる環境を整備していく
ことが我々の使命かと思っています。
農業に携わる者として、農地集積
に向けた活動や遊休農地の解消に
向けた取り組みなど農家の相談相手
になれるよう努めてまいります。

最後に、TPP交渉が大筋合意
され農業が様変わりする時代が間
近に迫っています。農業者はもと
より消費者の理解と協力で安心・
安全な食料を提供できる三条市と
なるよう、微力ながら努力したい
と思います。



三條市保内地区
交流拠点施設

「庭園の郷 保内」

庭園の郷 保内

組合長 本 田 壽 榮



本田 壽榮 組合長

三條市保内地区交流拠点施設「庭園の郷 保内」がオープンしましたので、お話を伺いに本田壽榮組合長をお尋ねしました。組合長は「4月29日のオープン以来、多くの方々から来場いた

だき、心より感謝申し上げたい。庭園の郷保内」はいろんな方面より注目され、保内公園にも新規で多くの方が来園されるようになり、相乗効果を感じています。」と手こたえを感じている様子でした。

施設内には鉄骨造りの「庭園生活館」と木造の「庭園体験館」があり、「庭園生活館」は植木や園芸用品、造園資材、地元産野菜などを販売しています。組合長は「皆さんから喜んで買ってもらいたいので、地元の皆さんから協力をいただき地元産野菜などを積極的に販売していきたい。」と今後に期待を寄せていられました。地元造園業者が展示販売を行うスペースもあり、これを目当てに遠くからの来場が期待されます。地元産野菜を使ったレストランも大変賑わいを見せており、実際に頂きましたが大変おいしく、また伺いたいと思わせる雰囲気でした。

組合長は「近く、道の駅に登録されるので、ますます皆さんから来てもらえる施設にしていきたい。」と語っておられました。（村井・廣川）



庭園の郷 保内

庭園の郷 保内



〒955-0021
新潟県三條市下保内4035番地

「こくわ酒」の特区認定を受けて

(有)藤兵衛工房・こくわ屋藤兵衛

代表取締役 山 田 宏 高



山田 宏高 代表

下田の奥まった里山でキウイの原種と言われる「こくわ」と出会って20年以上経とうとしています。この木の実を使った商品開発に国県の協力をいただき、今に至ることができました。さらに今年には三條市の尽力により、「こくわ酒造り」が規制緩和を受ける特区として三條市が認定されました。

「こくわ」は熟しても緑色のままです。赤や黒に反応する鳥はここの実を食べません。自分の実を発

酵させることで芳香を発生し、嗅覚に訴えて哺乳類を呼びます。完熟時には人間でもわかるほどの匂いを発しますが、極めて柔らかくならずすぐに落果してしまうため、人様の口にはなかなか入らない不思議な木の実です。「こくわ」を原料とした果実酒を製造して販売や提供を行う場合の最低製造量基準が緩和され、条件さえ合えばどなたでも少量からの醸造免許が取れますので、是非とも挑戦していただきたいと思えます。（坂井 浩行）



こくわの実

農業者年金の6つのポイント

1 農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

家族一人ひとりの年金を! 今、女性の新規加入者が増えています



2 保険料は自分で選べ、いつでも見直せます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万~6万7千円の間で千円単位)経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。



3 税制面で大きな優遇措置があります

- 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります(支払った保険料の15%~30%程度が節税)。
- 農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益(保険料の運用益)は非課税です。
- 将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。(65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます。)

つまり入口から出口まで税制上の優遇措置があります



まだまだあります。こんな特長

4 少子高齢時代に強い年金。年金資産は安全性を重視して運用しています

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

年金の運用は、安全性を重視した運用方法が特徴であり、準備金の仕組み等も導入されています。

5 終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族(死亡者の死亡当時に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位)に死亡一時金として支給されます。

6 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

農業の担い手の皆様への特別な支援です

詳しくは...

農業者年金基金

検索

<http://www.nounen.go.jp>

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人農業者年金基金

TEL: 03-3502-3199 (相談員) TEL: 03-3502-3942 (企画調整室)



栄地区にJA直営の農産物直売所「ただいまーと」オープン!

～ 出かけることが楽しみになる、そんなお店をめざしています。～

JAにいがた南蒲



JA直営 農産物直売所 (ただいまーと)

JAにいがた南蒲では、第37回JA新潟県大会にて提起された「自己改革の3つの基本目標の実現に向けて全力で取り組むための重点取組」である「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、「持続可能な農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」を実現していくため、「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」、「地域の活性化」を基本目標に据え、JA直営による農産物直売所を7月29日にオープンしました。

JA直売所を起点として、多様な農業者の皆様から出荷をいただき、出荷者自らのコミュニケーションのもと、顔から顔へ安全安心なBなんかん産農畜産物Cを提供し、それらを広めるとともに、元気で楽しみながら自己改革の基本

JA農産物直売所 概要

- 1 営業日 毎月第1火曜日および年始(1日から4日)を除く毎日
1月～4月にあつては第3火曜日も休業日とし、第1・第3火曜日が祝日にあたる場合は営業日とし、その翌日を休業日とする。
営業時間 午前9時30分～午後6時
- 2 出荷者の資格等 JAにいがた南蒲の組合員及びその同居親族
出荷者登録費として税別3,000円、運営協力会年会費税別2,000円を納入する。
- 3 販売品
出荷者自らが生産(山菜にあつては採取)し、生産履歴記帳等がされた農畜産物
地元産の原材料を使用して、出荷者自らが製造し、直売所が定める書類等が用意された加工食品
出荷者自らが製作した手工芸品
JAが仕入れた買取販売品
- 4 経費等控除
販売手数料

区 分	販売手数料率
野菜・果実・きのこ・山菜・穀類・卵・切り花・枝物・苗木・鉢物	販売代金に対し税別17%
手工芸品・加工食品	販売代金に対し税別20%

ラベル発行料 価格ラベル1枚 税別1円
一括表示ラベル1枚 税別3円(直売所委託 税別10円)

廃棄料 1点につき税別100円(撤去商品の未搬出時)

出荷を希望する方は農産物直売所もしくは、最寄りのJAにご連絡ください。



目標を達成したいと考えています。農産物直売所は、三条市福島新田(JAいちいち支店となり)で、鉄骨造・一部2階建による総床面積1290.9㎡の中には、新鮮で安全安心な農畜産物、加工食品等を消費者に供給すると同時に、地産地消の拠点としても生産者と消費者が交流する「直売所エリ

ア」と、地域の人々が「協同」・「協働」・「響胴」を目的に集える「地域交流促進エリア」を設けました。

農産物直売所が、にいがた南蒲農業協同組合のシンボルとなるよな場づくりを行い、出かけることが楽しみになる、そんなお店をめざしています。(坂井 良雄)

ご存知ですか？

農地の売買・転用等は許可が必要です。

農地の売買・贈与等

主な許可基準

- ・譲受人又はその世帯員が申請地を含む全ての農地を効率的に使用し、耕作すると認められること。
- ・譲受人又はその世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- ・周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと認められること。
- ・譲受人又はその世帯員の耕作面積が、申請地を含めて50a以上であること。
- ・申請地について、賃借権等の使用収益を目的とする権利を有する者がいないこと。

農地の転用

1 制度の目的

農地法に基づく農地転用許可制度は、食料供給の基盤である優良農地の確保という要請と住宅地や工場用地等非農業的土地利用という要請との調整を図り、かつ計画的な土地利用を確保するという観点から、農地を立地条件等により区分し、開発要請を農業上の利用に支障の少ない農地に誘導するとともに、具体的な土地利用計画を伴わない資産保有目的又は投機目的での農地取得は認めないこととしています。

2 許可基準

許可権者は、次の 立地基準、一般基準に基づき、許可、不許可の判断を行うこととされています。

立地基準

農地をその優良性や周辺の土地利用状況等によって次のとおり区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地へ誘導することとしています。

区 分	営農条件、市街地化の状況	許可の方針
農振農用地	市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可（市が定める農用地利用計画において指定された用途（農業用施設）等のために転用する場合、例外許可）
第1種農地	10ヘクタール以上の規模の一団の農地、土地改良事業等の対象となった農地等良好な営農条件を備えている農地	原則不許可（土地収用法対象事業等のために転用する場合、例外許可）
第2種農地	鉄道の駅が500m以内にある等、市街地化が見込まれる農地又は生産性の低い小集団の農地	農地以外の土地や第3種農地に立地困難な場合等に許可
第3種農地	鉄道の駅が300m以内にある等、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域にある農地	原則許可

一般基準

許可申請の内容について、実現の確実性（土地の造成だけを行う転用は、市が行うもの等を除き不許可）、被害防除措置等について審査し、適当と認められない場合は、許可できないこととなっています。

《次に該当する場合は不許可》

転用の確実性が認められない場合

- ・他法令の許認可の見込みがない場合
- ・関係権利者の同意がない場合
- ・転用を実施するために必要な資力及び信用がない場合等

周辺農地への被害防除措置が適切でない場合

一時転用の場合は、農地への現状回復が確実と認められない場合



3 農地の転用の制限の例外

農地の所有者が農地を転用する場合（農地法第4条）で、農地の保全及び利用の増進（農道・水路等）や200㎡未満の農地を農業用施設（農作業所・農機具格納庫等）の用地として利用する場合は、許可は不要ですが農業委員会に届出を行う必要があります。

4 手続き

申請者

農地の所有者が農地を転用する場合（農地法第4条）	農地の所有者
農地の所有者以外の者が転用し、所有権の移転又は賃借権等を設定する場合（農地法第5条）	農地の所有者と転用事業者

許可申請

農地転用許可申請にかかる手続きは専門的で提出いただく書類も多くなっていますので、行政書士などにご相談していただくことをお勧めいたします。

違反転用したり、許可どおりに
転用しなかったら...

**！ 現状回復等の命令、
罰則の適用があります。**

違反転用	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金
違反転用における 現状回復 / 命令違反	(法人は1億円以下の罰金)

✗ 資材置き場にした



✗ 青空駐車場にした



✗ 産廃の捨て場にした

農地の利用権設定

利用権設定とは、「農業経営基盤強化促進法」に基づいた農地の貸借で、農地の所有者が安心して農地を貸すことができるようにするための事業です。農地法の許可が不要で、手続きに必要な添付書類などが簡素になっています。

貸し手と借り手が決めた期間が終われば、貸借関係が終了しますが、再度、申請手続きをすることで引き続き、借り手が耕作することもできます。貸し手と借り手の話がまとまれば、農業委員会事務局に申請に必要な書類を各月の提出期限までに提出してください。

特徴

- ・ 農地法の許可が不要です。
- ・ 約束の期限が来れば、離作料なしで必ず農地を返してもらえます。
- ・ 対象農地 三条市内にある農用地 貸し借りの期間 3年・6年・10年の3種類
- ・ 借り手の条件
 - ・ 農用地の全てを効率的に利用して耕作すること。
 - ・ 必要な農作業に常時従事すること。
 - ・ 利用権を設定する土地について権利関係者全ての同意を得ていること。
- ・ ただし、共有地については、共有持分の1/2超の同意で足りる。
- ・ 借入後の経営面積が50a以上であること。

ること。

税金・賦課金等の取扱い

- ・ 貸し手：固定資産税、土地改良費（原則）
- ・ 借り手：生産調整対象水田面積（転作配分面積）、農業共済掛金賦課金等

農地のあつせん事業

農地を「売りたい」、「買いたい」、「貸し付けたい」、「借り受けたい」などの農地移動のあつせんは農業委員又は農業委員会へ申し出てください。

- ・ 事業要件（売買の場合）
- ・ 農振農用地区域内の農地であること
- ・ 原則として1区画5a以上であること。

・ 譲受人の譲受後の経営面積が基準面積以上であること。

地区別	経営基準面積
三条地区	160a
栄地区	180a
下田地区	110a

経営基準面積以下でも、農業従事者1人当りの農業所得が200万円を超える場合は、基準相当とみなします。

・ 譲受人は農業によって自立しようとする意欲と能力を有する農業生産の中核的担い手になることを志向する農業者であること。

- ・ 資本装備が農用地等の効率的利用の観点から適当な水準であるか、又は適当な水準になる見込があること。
- ・ 売渡しの相手方を指定しないこと。
- ・ 実質的な契約がなされていないこと。

・ 対象となる農地に抵当権などの権利が設定されていないこと。

・ 自作地であること。

・ その他あつせん事業の対象として不適切な事実がないこと。

・ 優遇措置

- ・ 譲渡所得税の特別控除（農業委員会の場合）
- ・ 所有権移転登記にかかる登録免許税の軽減
- ・ 不動産取得税の軽減
- ・ 所有権移転手続きは農業委員会が行います。

**農地を相続したときは、
届出が必要です。**



相続により農地を取得した場合は、その農地の所在する農業委員会への届出が必要です。登記完了を確認できる書類等を持参願います。

農地利用状況調査・ 遊休農地の利用意向 調査を実施します！

農業委員会による農地利用状況調査を行っています。全農地を対象に、耕作放棄をして農地が荒れていないか、農地の違反転用はないか、不法投棄がないか等の調査を実施します。

また、調査実施後に遊休農地の所有者に対して、今後の農地利用の意向を確認します。農地への立ち入りや調査のために自宅へお伺いすることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。

【利用意向調査の対象農地】

1年以上にわたり耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地
周辺の農地と比べて、利用の程度が著しく劣っている農地



全国農業新聞を購読してみませんか？

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。

「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。また、多くの読者の皆様に満足して頂けるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。さらに、全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある面白い話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています。



発行日 毎週金曜日（月4回）
購読料 月額700円（送料・税込）
申込先 農業委員会事務局
（毎月15日までの申込みで、翌月から送付いたします。）

申請書の締切日は毎月10日です



農地の所有権移転の許可申請や農地転用許可申請などの締め切りは毎月10日（10日が休日の場合は前開庁日）となります。

農地の売買、貸借などの締め切り日

農地法第3条、4条、5条、 基盤強化法関係		
9月9日	10月7日	11月10日
12月9日	1月10日	2月10日
3月10日		

総会開催日

9月30日	10月31日	11月30日
12月27日	1月31日	2月28日
3月28日		

編集後記

お盆前のほっとしたひと時、いかがお過ごしでしょうか

『農業・農村は国民に食料を安定的に供給しつつ、美しく豊かな自然や国土を守り、日本の伝統文化を育んできた我が国の発展の礎である。一方、農業者の高齢化（平均六十六歳）、農業所得の減少（二十一年間で半減）、耕作放棄地の増大、過疎化が進展するなかで、農業・農村の再生は待ったなしの状況である。これは農業・農村所得倍増目標十か年戦略の冒頭に書かれている文章です。

農業には第一義的な社会的責務があり、どんな非常事態になっても国民に対して安定的に食料を供給し続ける責任がある。そのために農地が守られ、再生産ができるようにするための農政の基本的な役割があるとされている。しかし、その役割を放棄してその責任を市場経済に任せていたのでは、農業者は立ち行かなくなるはずである。

冒頭に続き、経営規模の大小や主業と兼業の別、年齢による区別なく、地域総参加で地域全体が活力に満ち、産業として成り立つ強い農業・農村を創造する。』と文章は続いている。

皆さん読まれてどのようにお考えになられますか？いずれにしても農業者が社会的責務を果たせるよう、皆さんとともに頑張りたいと思います。

（廣川）

- 委員長 廣川 哲也
- 副委員長 佐藤 満
- 委員 原田 良雄
- 委員 坂井 善一
- 委員 坂井 浩行
- 委員 星野 英治
- 委員 眞野 薫